

# 一般社団法人茨城県公共嘱託登記司法書士協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人茨城県公共嘱託登記司法書士協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、社員である司法書士及び司法書士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 官公署等の嘱託を受けて、不動産の権利に関する登記につき司法書士法第3条第1項第1号から第5号までに掲げる事務を行うこと。
- (2) その他この法人の目的を達成するため必要な事業。

2 前項の事業は茨城県において行うものとする。

## 第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人の社員は、水戸地方法務局の管轄区域内に事務所を有する司法書士又は司法書士法人（司法書士法第26条に規定する司法書士法人をいう。以下同じ。）である者とする。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会において別に定める入会手続を行わなければならない。

2 この法人は、社員になろうとする者に対し、正当な理由がなければ、入会を拒むことができない。

(経費の負担)

第7条 社員は、入会金及び会費として理事会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 社員は、理事会において別に定める退会手続に従い、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ又は著しい損害を加えたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入義務を継続して6ヶ月以上履行しなかったとき。
- (2) 第5条に規定する資格を有しなくなったとき。
- (3) 総社員が同意したとき。
- (4) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了の日から90日以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会

の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第18条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は、他の社員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の方法によって表決した社員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長並びに出席した理事長及び副理事長は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上18名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、3名以内を副理事長、5名以内を常任理事とする。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第21条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 理事は、社員であることを要する。
- 3 理事は、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であることを要する。
- 4 理事長、副理事長及び常任理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 5 理事と監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長及び副理事長は、法令又はこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行し又はその職務を行う。
- 4 常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担処理する。
- 5 理事長、副理事長及び常任理事は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期等)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して報酬等を支給することができる。

- 2 理事及び監事には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し、必要な事項は、社員総会で定めるものとする。

## 第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常任理事の選定及び解職
- (4) 規則の制定及び改廃

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 理事長及び副理事長が欠けたとき又は理事長及び副理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。但し理事長及び副理事長の選定に関する議事録は、出席した理事及び監事が記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、理事長が作成し、事業年度毎に、理事会の承認を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまで、備え置くものとする。
- 3 社員総会において予算が成立しない期間においては、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 4 社員総会において予算が成立しないときは、予算を成立させるため、理事長は速やかに臨時総会を招集しなければならない。
- 5 第3項による収支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時社員総会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(剰余金)

第35条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(清算)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 補 則

(支部)

第40条 この法人は、社員総会の決議により、地域を定めこの法人と社員との連絡調整を図るため、支部を設けることができる。

(顧問及び相談役)

第41条 この法人に任意の機関として2名以内の顧問及び2名以内の相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事長から諮問された事項について意見を述べることができる。
- 3 顧問及び相談役は、理事会の決議により理事長が委嘱する。
- 4 顧問及び相談役の任期は、委嘱した理事長の任期と同一とする。
- 5 顧問及び相談役は無報酬とする。

(事務局の設置)

第42条 この法人の庶務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長の任免にあたっては理事会の決議を経るものとする。

(帳簿及び書類)

第43条 事務局には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款及び規則
- (2) 社員名簿
- (3) 役員及び職員の名簿と履歴書
- (4) 許認可及び登記に関する書類
- (5) 各級機関の議事に関する書類
- (6) 契約書その他関係書類
- (7) 会計に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 資産及び負債の状況を示す書類
- (9) その他必要とする帳簿及び書類

(保証制度の創設)

第44条 この法人は、受託事件の処理等に関し、官公署等から損害賠償の請求があった場合の履行を確保するため、保証制度を整えるものとする。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登

記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、佐藤裕光、副理事長は小室英明及び藤井里美とし、常任理事は、宮本衛市、片岡章、佐藤茂夫、鯉渕一志、久米正良、河合隆、小島孝行、和田尊明、野原達男、酒井亮平とする。